

長野県流域治水推進計画

令和3年（2021年）2月

長野県

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標	1
3 計画の期間	1
4 目指すべき姿	1
第2章 取組目標	3
1 流域治水における取組項目	3
2 各取組項目の目標設定	3
(1) 流域における雨水貯留等の取組	4
① 公共施設における雨水貯留浸透施設設置	5
② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度	6
③ 雨水排水規制ガイドライン等の策定	7
④ ため池を活用した雨水貯留の取組	8
⑤ 水田を活用した雨水貯留の取組	9
⑥ 公共下水道（雨水）の整備	10
⑦ 流域の森林整備	11
⑧ 排水ポンプ車の配備	12
(2) まちづくりや住民避難の取組	13
① 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置	14
② 浸水想定区域図の作成	15
③ 住まい方の工夫の取組	16
④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成	17
⑤ 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成	18
⑥ 防災知識の普及に関する取組	19
⑦ 「災害時住民支え合いマップ」の作成	20

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、気候変動による豪雨が増加し、全国各地で水害が激甚化、頻発化しています。

令和2年6月、国土交通省は、今後の水害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を打ち出しました。

令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と2年連続で甚大な水害が発生した長野県において、洪水や内水氾濫による浸水被害の軽減は喫緊の課題であり、県全体で「流域治水」に取り組む必要があります。

「流域治水」の取組推進には、これまで治水を担ってきた国や県による河川の整備だけでなく、市町村、民間事業者や県民などのあらゆる関係者が参画、意識を共有し、具体的な達成目標を定め、計画的に取り組む必要があります。

このことから、今回「長野県流域治水推進計画」を策定することとしました。

この計画に基づき、「流域治水」の取組を推進し、水害に強い、安全・安心な地域づくりに繋げていきます。

2 計画の目標

この計画は、市町村、民間事業者や県民の「流域治水」に対する意識を醸成し、取組が拡大することを目的として策定するものです。このためには、「具体的な取組目標を設定」することが必要と考えます。

「長野県流域治水推進計画」は、各機関の「取組目標」を集約したものです。

これまで県では、市町村の取組を促すため「長野県流域・ソフト対策市町村取組メニュー表」を作成、様々な機会を通じて取組を依頼してきました。

「長野県流域治水推進計画」は、「取組メニュー表」に記載した項目のうち、「主なもの」を選別し、具体的な取組目標を設定しています。

計画に基づく取組の結果として、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の軽減」を実現し、「安全・安心な地域」の形成を目指します。

3 計画の期間

流域全体に「流域治水」の考え方が浸透し、取組が拡大するまで、長い期間がかかるものと考えますが、計画の期間は、令和3年度から7年度までの5か年とし、取組目標は、この期間で集中的に取り組む内容として設定しています。

なお、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果を踏まえ、取組目標など、内容の見直しを行う場合があります。

また適宜進捗状況をフォローアップしていきます。

4 目指すべき姿

「流域治水」を進めるためには、国や県などの河川管理者が行う河川整備の推進と併せて、雨水貯留等の取組や、まちづくりや住民避難の取組を推進する必要があります。

この推進にあたっては、流域の全ての関係者が協働し「県民主導」で進めることが重要であり、市町村、民間事業者や県民の理解と積極的な参画が欠かせません。

計画に掲げた、各戸における雨水貯留タンクの設置、ため池や田んぼを活用した雨水貯留の取組は、県民の理解や自主性に委ねられる側面があります。

また、まちづくりや住民避難の取組の推進に関しても、県民が理解し、水災害を我がこととして捉え備える意識を持つことが必要です。

県民の「流域治水」に対する意識を醸成し、積極的な取組をしていただくには、県や市町村が率先して取組を行う必要があると考えます。

水害被害の軽減のため、県民やあらゆる流域の関係者が意識を高く持ちながら「流域治水」を推進していく社会の構築を目指し、取り組んでいきます。

国、県、市町村、民間事業者、県民等の全ての関係者が協働し、河川区域だけでなく、集水域から氾濫域の流域全体で様々な施策を展開する。



第2章 取組目標

1 流域治水における取組項目

「流域治水」の取組は、以下の3つを柱とします。

➤ 河川整備の取組

水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進します。

➤ 流域における雨水貯留等の取組

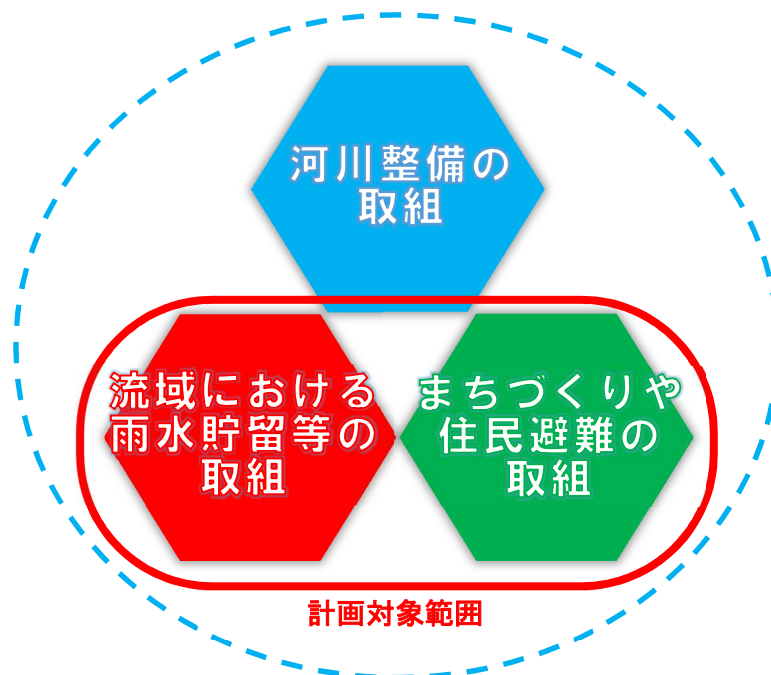
降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進します。

➤ まちづくりや住民避難の取組

長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進します。

このうち「河川整備の取組」は、国や県などの河川管理者が河川整備計画等に基づき、整備を推進します。

よって本計画では、対象を明確にするため、「流域における雨水貯留等の取組」及び「まちづくりや住民避難の取組」に絞った計画とします。



流域治水では、「3本の柱」を中心に
流域全体が一体となった治水対策を推進します

2 各取組項目の目標設定

流域治水の3本柱のうち、「流域における雨水貯留等の取組」及び「まちづくりや住民避難の取組」について、5年間の「取組目標」を設定します。

(1) 流域における雨水貯留等の取組

水災害の規模に上限はありません。しかし、河川や水路に流す量は限りがあります。

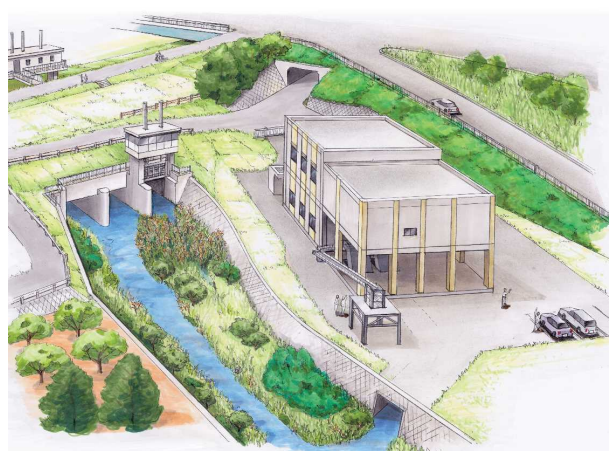
浸水被害の軽減には、降雨が一気に河川に流入し流量が増加するのを抑えるため、雨水を直接河川に流すのではなく、「留める」対策が重要です。

河川への流入抑制や市街地等の浸水被害を軽減させる「流域治水」の推進には、流域のあらゆる関係者が連携、協働しなければ、将来にわたる安全で安心な地域の暮らしの実現は不可能です。このことから、県・市町村・民間事業者・県民による雨水貯留を主体とした取組を推進します。

なお、雨水の貯留・浸透の取組を進めるにあたっては、自然環境の有する多様な機能を活用するといった考え方（グリーンインフラ）に基づいた検討を行う必要があります。



貯留施設（イメージ図）
雨水貯留浸透技術協会 HP から



排水機場の整備（イメージ図）
（一）岡田川 長野市

① 公共施設における雨水貯留浸透施設設置

【現状認識】

雨水貯留の取組は、県・市町村・民間事業者・県民それぞれが取り組む必要があります。比較的施設規模の大きい、合同庁舎や高等学校等の県有施設や、市町村役所などの市町村所有の施設では、特に施設設置の取組を推進する必要があります。

しかし現状では、敷地内に降った雨を周辺の水路などの排水施設を經由して、直接河川に排出している施設も多くあります。

【目 標】

県有施設では、今後5年間で、目標数を設定し整備を推進します。

まず貯留浸透施設については、県内の19市ごとに1施設及び、木曾圏域で1施設の計20の規模の大きな県有施設において、整備を進めます。

また、雨水貯留タンクについては、雨水貯留の取組を民間事業者や県民に促す目的から、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨で大きな水害が発生した「千曲川」「天竜川」「木曾川」流域内の439の県有施設において、設置を進めます。

市町村所有の施設における設置については、これまでも取組を推進している市町村もありますが、全ての市町村で行っていただくよう、取組を促していきます。

【数値目標】

項 目	目標（2025年度）
県有施設における雨水貯留浸透施設設置	20施設
県有施設における雨水貯留タンク設置	439基
市町村の所有する施設での雨水貯留浸透施設の設置	77市町村

※ 対策工法を検討する中で、更に増える可能性があります。

【期待される効果】

雨水を貯留、浸透させることにより水路や河川への流入を抑制できます。

多くの関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減に繋げることができます。



公共施設に設置されている地下貯留施設



学校に設置されている雨水貯留タンク

【主担当課】

環境部生活排水課、建設部河川課

② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度

【現状認識】

現在、県内では、9市町村で各戸貯留施設の設置補助制度を活用しています。

過去には、最大で11市町村で補助制度が活用され、計5,370基の雨水貯留タンクが設置されています。（令和2年2月現在）

【目 標】

補助制度を活用している9市町村に加え、市街地の形成されている県内の市において取り組んでいただくよう、促していきます。

【数値目標】

項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
市町村における各戸貯留施設 設置費補助制度	9市町村	21市町村以上

【期待できる効果】

雨水を貯留、浸透させることにより水路や河川への流入を抑制できます。

補助制度の運用拡大により、各戸の貯留施設設置の増加が期待され、結果的に、県民の防災意識の向上に繋がります。

貯留した雨水は、花壇の水やりや、消火用としても活用が可能です。



各家庭で出来る雨水貯留のイメージ



雨水貯留タンク（兵庫県 HP）

【主担当課】

環境部生活排水課、建設部河川課

③ 雨水排水規制ガイドライン等の策定

【現状認識】

公共施設や民間施設などを建設するような開発行為に対し、雨水を一時的に貯留・浸透させる、流出抑制施設の設置を促す「雨水排水規制ガイドライン」等を策定している市町村が23市町村あります。(河川課調査による)

【目 標】

「流域治水」推進にあたり、各市町村における雨水貯留浸透施設の設置と平行して、流出抑制施設の設置基準を設けることが重要であると考えています。

本計画においては、県内の全ての市町村でガイドラインが策定されることを目標とし、取組を促していきます。

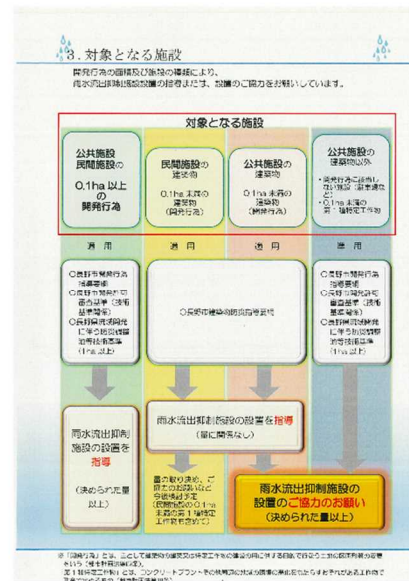
【数値目標】

項 目	現状 (2020 年度)	目標 (2025 年度)
雨水排水規制ガイドライン等の策定	23 市町村	77 市町村

【期待できる効果】

雨水を貯留、浸透させることにより水路や河川への流入を抑制できます。

多くの関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減に繋げることができます。



雨水流出抑制施設の設置ガイドライン(長野市)

【主担当課】

建設部河川課

④ ため池を活用した雨水貯留の取組

【現状認識】

県内には、農業用ため池が1,800余りあり、その全体の貯水量は、約3,000万立方メートルになります。このうち、「防災重点農業用ため池※」が653箇所、県全体貯水量の約8割（2,460万立方メートル）を占めています。

ため池の貯水位を下げ、空き容量を確保することにより、降雨時の流入水を一時的に貯留させ、河川への流出量を抑制することができます。

※ 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

【目 標】

管理体制が整っている「防災重点農業用ため池」を優先することとし、管理者の理解が得られたため池について、取組を促進します。

なお、長野市では、令和2年度に、浅川流域18箇所のため池において試験的に取り組んでいます。

放流ゲートや低水位管理のための洪水吐切り欠きの設置については、管理者と調整した上で、ため池の改修工事と併せて整備していきます。

【数値目標】

項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
ため池を活用した雨水貯留	18箇所 ※ ¹	404箇所 ※ ²

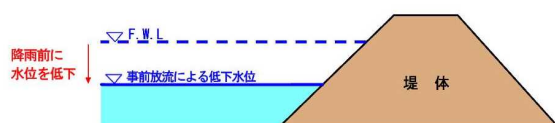
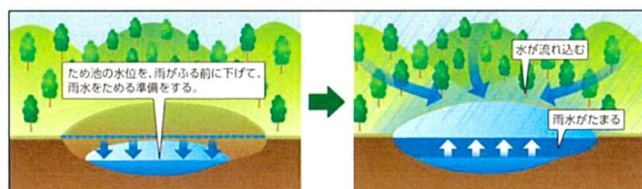
※¹：長野市が試験的に実施した農業用ため池数

※²：管理者の理解が得られた農業用ため池数

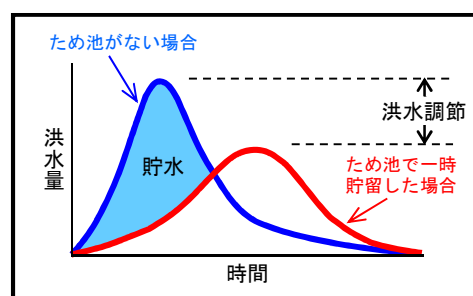
【期待できる効果】

ため池に流れ込む雨水を一時的に貯留することにより、河川のピーク流量を抑える効果が期待できます。

多くの関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減に繋げることができます。



農業用ため池を活用した雨水貯留



【主担当課】

農政部農地整備課

⑤ 水田を活用した雨水貯留の取組

【現状認識】

県内には、耕作している水田が 31,800 ヘクタールあります（令和2年時点）。畦に囲まれ耕作している水田には、大雨の際、雨水を一時的に貯留し、河川への流出量を抑制させる働きがあります。

水田の排水口に落水量調整装置を設置し、水田の雨水貯留能力を人為的に高めることにより、水路や河川のピーク流量を更に抑えることができます。

【目 標】

取組の対象は、下流に洪水から守るべき市街地等があり、流域に占める水田の割合が一定程度ある地域となります。

取組は、水田の機能を保持した上で、個人の農地を活用することから、耕作者の協力が不可欠となります。

現在、9市町村が取組の可能性について検討していますが、先行県では、内水氾濫被害を軽減させる目的で実施していることから、内水氾濫発生リスクがある地域（市町村）での取組を優先的に促進します。

【数値目標】

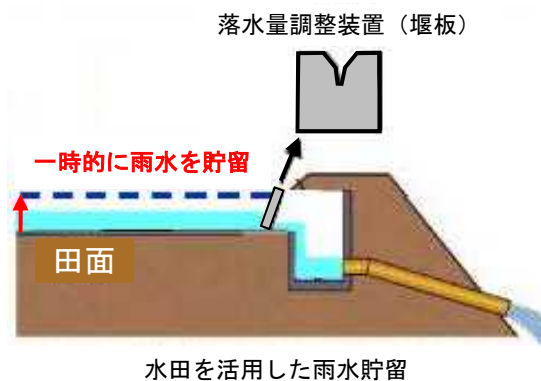
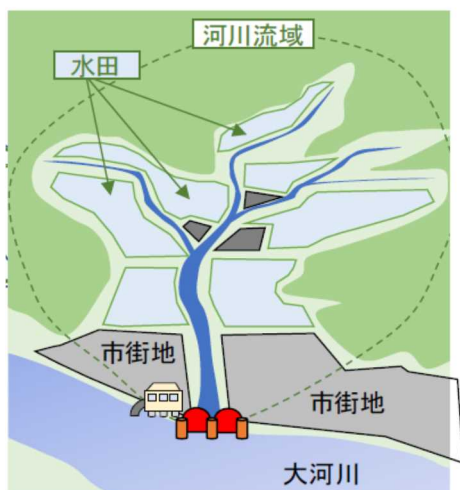
項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
水田を活用した雨水貯留	—	6市町村

※上記以外で水田の活用に理解を示した市町村においても、取組を促進します。

【期待できる効果】

水田に雨水を一時的に貯留することにより、水路や河川のピーク流量を抑える効果が期待できます。

多くの関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減に繋げることができます。



【主担当課】

農政部農地整備課

⑥ 公共下水道（雨水）の整備

【現状認識】

下水道法第4条に基づく事業計画に位置付けられている排水区域について、整備を進めます。雨水計画を策定している22市町村において、浸水実績がある地区等から優先して整備を進めていますが、未整備の地区が多く残っているのが現状です。

【目 標】

各市町村における5年間の整備目標面積の積み上げを計画数とします。なお目標値は、各市町村の雨水管理計画見直しにより変更の可能性があります。

【数値目標】

項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
公共下水道（雨水）の整備 ※雨水貯留施設を含む	7,754ha	8,089ha

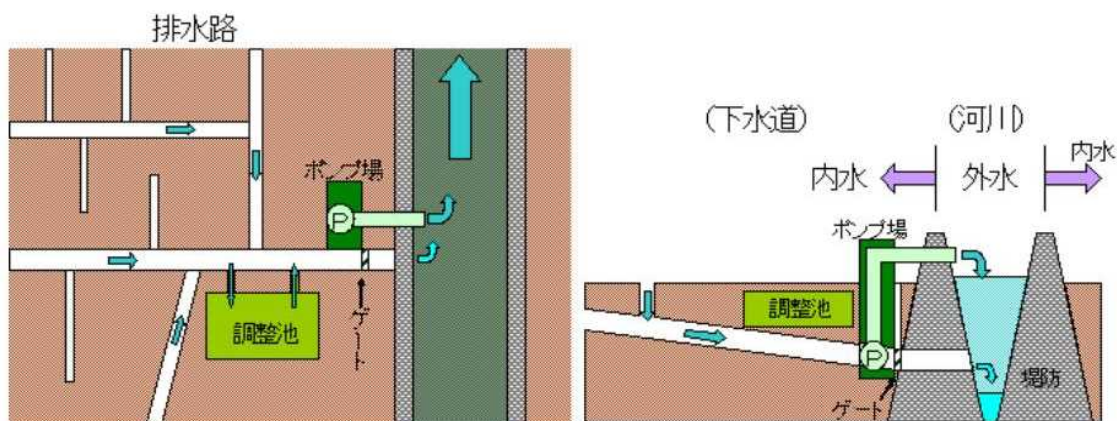
【期待できる効果】

都市部における浸水被害の軽減が図られます。

局地的な短時間豪雨から市街地を守ります。



日本下水道協会 HP より



国土交通省 HP より

【主担当課】

環境部生活排水課

⑦ 流域の森林整備

【現状認識】

長野県における森林面積の割合は、県全体の約 1,356 千 ha（平成 30 年 10 月）の約 78%、1,059 千 ha（平成 30 年 9 月）と大部分を占めており、そのうち、民有林が 687 千 ha（65%）、国有林が 372 千 ha（35%）となっています。

しかし、担い手不足や外国からの安価な木材輸入により、山林の荒廃が進み、本来山林が有する保水機能が低下している状況です。

土砂流出の防止と、森林の保水機能維持のため、森林の整備が必要です。

【目 標】

県林務部では、長野県総合 5 か年計画（2018～2022）に基づき、森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全を推進していきます。

【数値目標】

項 目	取組目標（2021～2025 年度）
民有林の間伐面積	53 千 ha ※

※：状況に応じ、見直しを行う予定

【期待できる効果】

森林整備を推進し、森林が本来持つ保水力により河川の出水ピークを抑えることを期待します。



●荒れた森林

手入れが行き届かず、林相が粗悪であり、下層植生も不足しているため、山腹崩壊や土砂の流出が起きる。

○手入れの行き届いた森林

森林整備（間伐、治山対策）により手入れの行き届いた森林は、土砂の流出を防ぎ、森林の河川流量調節機能等を高度に保ち、洪水・濁水を緩和します。

【主担当課】

林務部森林づくり推進課

⑧ 排水ポンプ車の配置

【現状認識】

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所では6台、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所では3台排水ポンプ車を保有しています。

長野県でも3台保有していて、北信建設事務所、諏訪建設事務所、飯田建設事務所に配備されています。

浸水被害が想定される場合は、国、県、市町村で情報を共有し、必要な箇所に必要な台数を配置しています。

【目 標】

まずは、令和2年度に長野建設事務所に1台配備します。

今後5年間で、築堤区間でひとたび越水被害が発生すると甚大な被害が発生する箇所や内水被害が頻発する建設事務所に排水ポンプ車を優先的に配置します。

運用方法について検討を行い、出水時には国との連携により、効率の良い配備に繋がっていきます。

【数値目標】

項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
排水ポンプ車の配置	3台	5台

【期待できる効果】

内水氾濫の発生など、浸水発生時に早期の解消が可能となります。

浸水箇所に直接出向き、排水作業が可能です。



長野県排水ポンプ車



排水作業状況

【主担当課】

建設部河川課

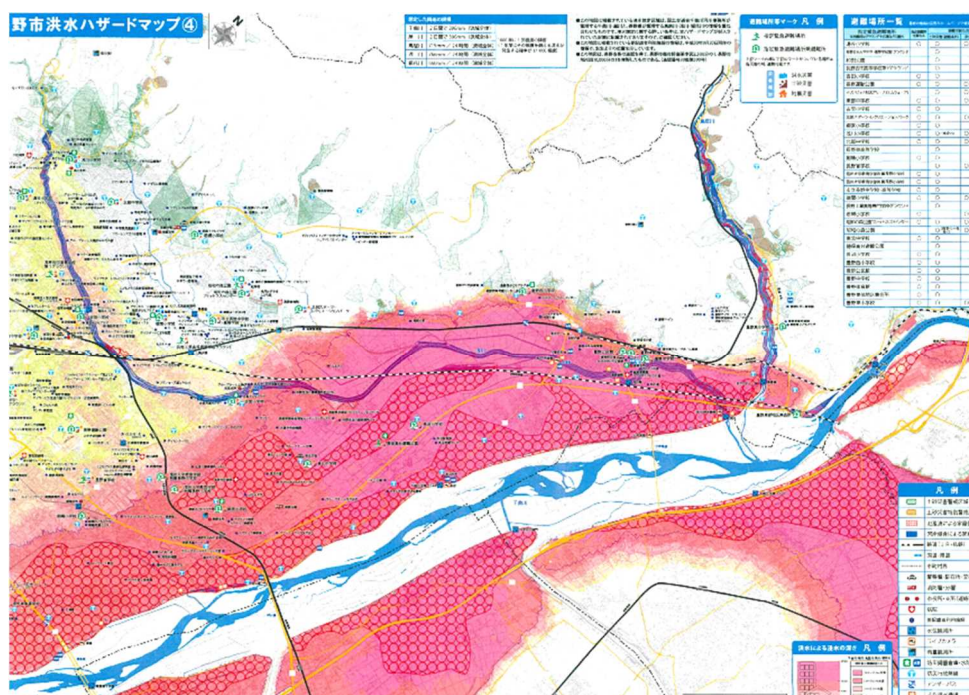
(2) まちづくりや住民避難の取組

気候変動により増大する水害リスクに対しては、住まい方の工夫や、ハザード情報の提供などにより、水害に強いまちづくりを推進します。

また、洪水のおそれのある時に、流域住民が避難に関して正しい判断が可能とするため、個人の防災意識の向上を図ります。

併せて、長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制の検討・構築を進めます。

なお、令和元年東日本台風に際に、約 1,700 名を超える方が浸水域から救助されたことを踏まえ、適切な避難行動の実現を目指す「逃げ遅れゼロプロジェクト」に県、市町村で取り組んでおり、当計画の「住民避難の取組」については、「逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として取組を進めます。



ハザードマップ（長野市 赤沼）

「逃げ遅れゼロプロジェクト」の主な取組

(※ 当計画に位置付けるもの)

- ・ 浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成支援 ※
- ・ 水位計・監視カメラの増設による監視体制の強化 ※
- ・ 「信州防災アプリ（仮称）」の構築 ※
- ・ 専門家等の派遣による防災教育の推進
- ・ 率先安全避難者制度の創設
- ・ 災害時住民支え合いマップ等の作成支援 ※
- ・ 避難所の環境改善

① 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置

【現状認識】

近年、頻発する豪雨により、中小河川の氾濫による災害が発生しています。

身近な河川の状況を、リアリティをもって伝え、住民の避難に活用が可能な、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計や、河川の状況をリアルタイムに提供できる簡易型河川監視カメラについては、設置場所について市町村等と調整し、平成 30 年度より順次整備を進めています。

【目 標】

整備が必要と考えられる箇所について追加で設置を行い、リアルタイムの河川水位の情報提供に努めていきます。

【数値目標】

項 目	現状（2020 年度）	目標（2025 年度）
危機管理型水位計の設置	300 基	310 基
簡易型河川監視カメラの設置	196 基	296 基

【期待できる効果】

河川の状況をリアルタイムで提供することにより、住民の迅速な避難に繋がります。



簡易型河川監視カメラ



危機管理型水位計

【主担当課】

建設部河川課

② 浸水想定区域図の作成

【現状認識】

洪水時の被害を最小限に抑えるためには、平時より水害リスクを認識したうえで、浸水想定氾濫区域や避難場所についての正確な情報を、住民に知ってもらうことが重要です。

国及び県では、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域図として公表しています。

【目 標】

想定しうる最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域について、浸水想定区域図の作成を進めます。

【数値目標】

項 目	現状（2020 年度）	目標（2025 年度）
浸水想定区域図の作成	101 河川	319 河川

【期待できる効果】

市町村は、浸水想定区域図に避難場所などの住民の迅速な避難を確保するための必要な事項を記載した洪水ハザードマップを作成、周知することになっており、これを用いた迅速な避難行動により、被害軽減が図れます。



浸水想定区域図 例

【主担当課】

建設部河川課

③ 住まい方の工夫の取組

【現状認識】

近年の気候変動により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念されています。増大するリスクに対し、堤防整備などの治水対策の推進に加えて、防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要です。

【目 標】

市町村は、都市再生特別措置法に基づき、「立地適正化計画」を策定することができることから、「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」について、計画見直しの際（5年に1度）に「浸水想定区域」から除外してもらうよう推進します。

しかし、この除外が困難な場合には、「防災指針」の作成を促していきます。

また、不動産関係団体には、不動産取引について、水害ハザードマップに係る重要事項説明が適切に行われるよう周知します。

更に、浸水想定区域で浸水深が深い箇所に居住する住民に対し、水害に強い住まいづくりの情報提供と推進を図っていきます。

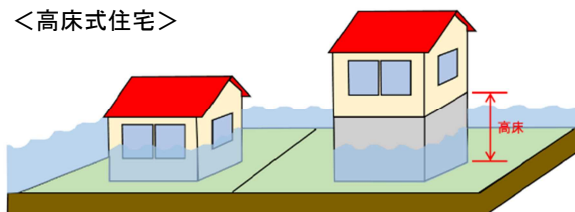
【数値目標】

項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
都市計画マスタープランや立地適正化計画による水害に強い地域への誘導	—	22市町村

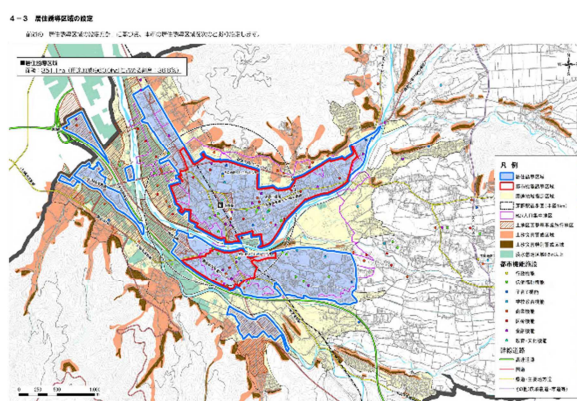
【期待できる効果】

水害リスクが軽減できます。

<高床式住宅>



高床式住宅の概要



立地適正化計画の状況(茅野市の例)

【主担当課】

建設部河川課、建築住宅課、都市・まちづくり課

④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

【現状認識】

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）では、要配慮者利用施設の避難確保計画作成と避難訓練の実施が義務付けられています。また、近年発生の水災害や土砂災害は、想定をはるかに超え、頻発化しており、要配慮者利用施設が被災すると、一般家屋とは違い、避難するために要する時間が必要であり、被害を軽減するには避難確保計画の作成と避難訓練の実施はとても重要な状況となっています。

【目 標】

避難確保計画と避難訓練は、水防法及び土砂災害防止法で義務化されています。現在、未作成である施設について、避難確保計画の作成支援を行っています。

また、要配慮者利用施設については、高齢化が進む中、今後も増加が予想されますので、施設管理者等が避難確保計画を容易に作成できるよう、講習会を実施していきます。

【数値目標】

項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成施設数	51% 1,425／2,798 施設 ※	100% 2,798／2,798 施設 ※
学校における避難確保計画の 作成と避難訓練の実施	16 校	21 校 県立学校を対象

※ 母数は地域防災計画に位置付けられた全ての要配慮者利用施設数
（定期的な調査により変更の可能性あり）

【期待できる効果】

防災意識の定着が図られます。
緊急事態時の体制が構築されます。



避難訓練の状況

【主担当部局】

危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部、教育委員会

⑤ 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成

【現状認識】

「地区防災マップ」とは、住民が主体となって「住民懇談会」を開催し、その地域特性に沿って決めた「自主避難ルール」のもと作成したマップのことです。

県は、「自主避難ルール」や「地区防災マップ」作成のための「住民主導型警戒避難体制構築マニュアル」を公表し、マップ作成や防災訓練を支援しています。

現在、「地区防災マップ」は、県内の64市町村で作成に着手しています。

【目 標】

県内で「地区防災マップ」作成に着手済の市町村数を13市町村増やし、全市町村にします。

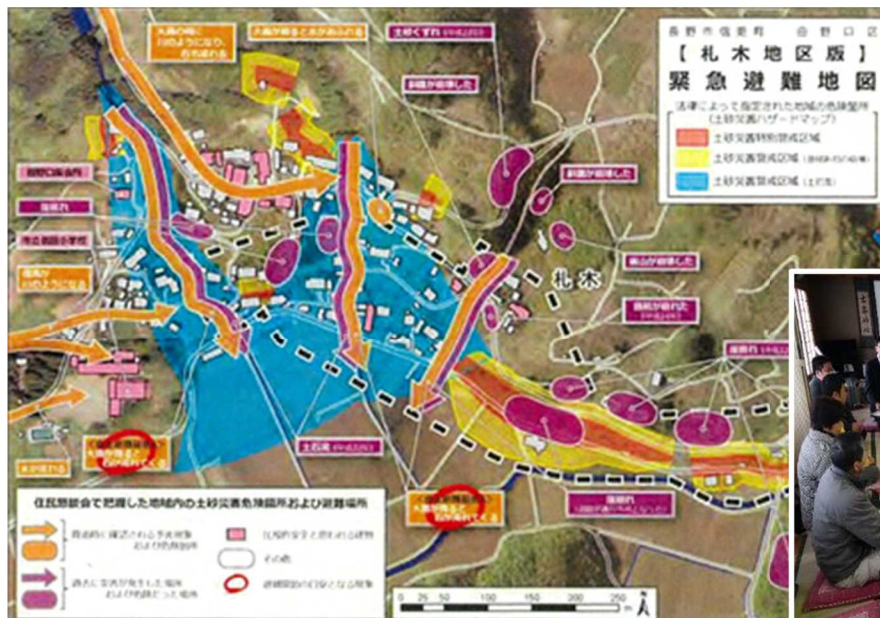
【数値目標】

項 目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
地区防災マップの作成	64市町村	77市町村

【期待できる効果】

防災意識の向上と定着が図られます。

住民同士のコミュニティ構築が図られます。



地区防災マップの作成例

住民懇談会の状況

【主担当課】

建設部砂防課

⑥ 防災知識の普及に関する取組

【現状認識】

災害からの「逃げ遅れ」を出さないためには、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って、自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の防災意識の高い社会を、一日も早く構築する必要があります。

【目 標】

令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、避難対策を更に強化するため、「マイ・タイムライン」の編集や、スマートフォンの位置情報に応じて最適な避難行動をお知らせする機能を有する『信州防災アプリ（仮称）』を構築し、県民の避難行動を支援します。

危険な区域（浸水想定区域・土砂災害警戒区域等）の居住者を中心に、多くの県民に『信州防災アプリ』に登録していただくよう働きかけを行います。

【数値目標】

項 目	現状（2020 年度）	目標（2025 年度）
「信州防災アプリ（仮称）」の登録者数	0名	10万人

【期待できる効果】

平時からの防災情報の理解促進を図るとともに、災害時の避難行動サポートにより適時適切な避難行動を促進し、人的被害を最小限にします。



信州防災アプリ

ダウンロード **無料**

一人一人に最適な避難行動を

- ① 防災県民手帳
普段の備え
現在地のハザード
マップが
わかる
- ② 災害時に生きる
現在地の危険を
アプリが判断
一人一人にあった
具体的行動を提案
- ③ 家族の支援に
指定市町村の避難
勧告をお知らせ
離れて暮らす
家族への声掛けに

令和3年度中に運用開始予定

【主担当課】

危機管理部危機管理防災課

⑦ 「災害時住民支え合いマップ」の作成

【現状認識】

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の、円滑かつ迅速な避難支援等が、地域住民による共助で実施できるよう、災害時住民支え合いマップの作成促進に取り組んできました。

しかし、地区の任意での取組みであることや作成方法がわからない等の要因により普及するのに時間を要していました。そこで、令和元年度から集中期間を設け、作成促進に取り組んでおり、令和元年度末時点で、68市町村2,531地区で作成されています。

【目標】

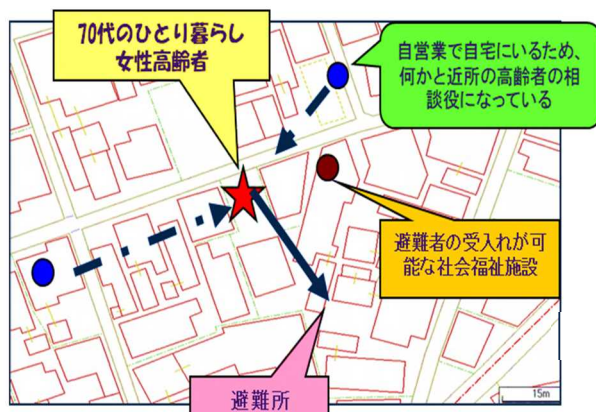
要配慮者の避難支援に「災害時住民支え合いマップ」を活用する市町村における作成対象地区の作成率100%（令和3年度末）を目指します。

【数値目標】

項目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
災害時住民支え合いマップの策定	作成対象地区の 作成率 68.3% (2019年度末) (参考) 68市町村 2,531作成済	作成対象地区の 作成率 100% (2021年度末) (見込) 68市町村 3,703地区策定予定

【期待できる効果】

- 要配慮者の避難支援体制が構築されます。
- 防災意識の向上と定着が図られます。
- 住民同士のコミュニティ構築が図られます。



災害時住民支え合いマップ(イメージ)

【担当課】

健康福祉部地域福祉課